別表第三　放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（認証の基準） **第十四条の三**　［略］ ２　放射性同位元素装備機器の使用、保管及び運搬に関する条件に係る法第十二条の三第一項の原子力規制委員会規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 ［一～四　略］ 五　当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、経年変化を考慮した上で、次に掲げる基準に適合すること。 ［イ～リ　略］ 六　［略］ ［３・４　略］ （放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬） **第十八条の三**　放射性同位元素等（原子力規制委員会の定めるものを除く。以下第十八条の十三までにおいて同じ。）は、次の各号に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物（放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）として運搬しなければならない。 ［一～三　略］ ２　［略］ ３　前二項に掲げるＬ型輸送物、Ａ型輸送物、ＢＭ型輸送物、ＢＵ型輸送物、ＩＰ―１型輸送物、ＩＰ―２型輸送物及びＩＰ―３型輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。 （容器承認書の交付） **第十八条の十八**　原子力規制委員会は、法第十八条第三項に規定する承認をしたときは、次の各号に掲げる事項を記載した容器承認書を交付する。 ［一～六　略］ 七　収納物の密封性に関する事項 八　ＢＭ型輸送物にあつては、ＢＵ型輸送物の設計基準のうち適合しない基準 九　［略］ 十　［略］ 十一　その他特記事項 （特定放射性同位元素を事業所等の外において運搬する場合における運搬する物に係る技術上の基準） **第二十四条の二の四**　［略］ ２　特定放射性同位元素に係る放射性輸送物は、当該放射性輸送物の経年変化を考慮した上で、前項に規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。	（認証の基準） **第十四条の三**　［同上］ ２　［同上］ ［一～四　同上］ 五　当該放射性同位元素装備機器を運搬する場合には、当該放射性同位元素装備機器又は当該放射性同位元素装備機器を収納した容器が、次に掲げる基準に適合すること。 ［イ～リ　同上］ 六　［同上］ ［３・４　同上］ （放射性輸送物としての放射性同位元素等の運搬） **第十八条の三**　放射性同位元素等（危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第二条第一号ト⑴に該当しないもの（原子力規制委員会の定めるものを除く。）を除く。以下第十八条の十三までにおいて同じ。）は、次に掲げる放射性同位元素等の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる種類の放射性輸送物（放射性同位元素等が容器に収納され、又は包装されているものをいう。以下同じ。）として運搬しなければならない。 ［一～三　同上］ ２　［同上］ ３　前二項に掲げるＬ型輸送物、Ａ型輸送物、ＢＭ型輸送物、ＢＵ型輸送物、ＩＰ―１型輸送物、ＩＰ―２型輸送物及びＩＰ―３型輸送物は、それぞれ次条から第十八条の十までに規定する技術上の基準に適合するものでなければならない。 （容器承認書の交付） **第十八条の十八**　［同上］ ［一～六　同上］ ［号を加える。］ ［号を加える。］ 七　［同上］ 八　［同上］ ［号を加える。］ （特定放射性同位元素を事業所等の外において運搬する場合における運搬する物に係る技術上の基準） **第二十四条の二の四**　［同上］ ［項を加える。］